



目 次		
告 示		ページ
○救急病院の認定	(医療政策課)	1
◎「地域資源活用・地域連携支援事業」に係る公金事務の委託	(農産物マーケティング戦略課)	1
○指定肉用子牛価格安定基金協会の名称及び所在地の変更	(畜産振興課)	1
○保安林の解除（3件）	(治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更	(〃)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（2件）	(〃)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	7
○道路の区域変更（3件）	(道 路 課)	7
○道路の供用開始	(〃)	8
公 告		
○土地改良区の役員の就退任（2件）	(農業基盤課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
入札公告		
○一般競争入札（高知県総務事務委託業務）の公告	(総務事務センター)	8
正 誤		
○正誤（令8・4・7付け 告示）		10

告 示

高知県告示第368号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
J A 高知病院	南国市明見字中野	令8・6・3	令11・6・2

高知県告示第369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年5月15日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市鷹匠町一丁目3番22	特定非営利活動法人こうち企業支援センター	「地域資源活用・地域連携支援事業」における地域プランナー及び地域委員へ支払う謝金及び旅費	令和8年5月15日から令和9年3月31日まで

高知県告示第370号
肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の指定を受けた指定肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）について、指定協会の名称及び所在地の変更があったので、次のとおり告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 指定協会の名称
一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会
- 変更前及び変更後の指定協会の名称及び所在地
(変更前) 一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会
吾川郡いの町1879番地9
(変更後) 一般社団法人高知県畜産協会
高知市五台山5015番地1
- 変更年月日
令和8年4月1日

高知県告示第371号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市横浜字執行谷1219の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存
3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第372号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市横浜字執行谷1219の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第373号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市仁井田字並松3368の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第374号
次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須崎市上分字檜生口丙2430の1から丙2430の3まで、丙2443
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

<p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第375号</p> <p>令和8年3月高知県告示第161号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和8年6月5日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀川村泉171番地</p> <p>イ 氏名 中越 六男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀川村泉72番地</p> <p>イ 氏名 古味 忠之</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市津島町高田丙15番地</p> <p>イ 氏名 古味 潔</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀川村泉431番地1</p> <p>イ 氏名 植木 亀寿</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目6番34号</p> <p>イ 氏名 今井 信子</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村桐見川</p> <p>イ 氏名 斉藤 惣右衛門</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀川村長者乙3208番地</p>	<p>イ 氏名 北岡 正男</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町西町104番地</p> <p>イ 氏名 久川 タ子</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村白石甲2525番地</p> <p>イ 氏名 谷脇 庸夫</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村白石甲2587番地</p> <p>イ 氏名 西岡 寛</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村白石甲2405番地</p> <p>イ 氏名 山西 権次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村白石甲2341番地</p> <p>イ 氏名 山西 芳馬</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高知市鷹匠町二丁目1番4号</p> <p>イ 氏名 平田 圭</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高知市若草町1番42号</p> <p>イ 氏名 古味 昭一</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 南国市東崎1518番地</p> <p>イ 氏名 弘石 幸子</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町鎌井田本村888番地</p> <p>イ 氏名 藤田 春代</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1809番地</p> <p>イ 氏名 藤村 道彦</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市上之町三丁目2番7-402号</p> <p>イ 氏名</p>	<p>山田 正</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇摩郡金砂村平野161番地</p> <p>イ 氏名 高下 駒市</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町長者甲1600番地</p> <p>イ 氏名 片岡 升雄</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 土佐市波介1878番地</p> <p>イ 氏名 池上織維株式会社</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川286番地</p> <p>イ 氏名 川上 巖</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川701番地2</p> <p>イ 氏名 大野 直通</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 大阪府北郡高石町羽衣936番地</p> <p>イ 氏名 井原 輝久</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川638番地</p> <p>イ 氏名 中山 勝義</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川452番地</p> <p>イ 氏名 高橋 義喜</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川626番地</p> <p>イ 氏名 高橋 保</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川499番地</p> <p>イ 氏名 高橋 雪根</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川432番地</p> <p>イ 氏名 熊谷 唯志</p>
---	---	--

(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川612番地 イ 氏名 高橋 健太郎	高岡郡葉山村黒川662番地 イ 氏名 片岡 直広	イ 氏名 西森 伝弥
(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川611番地 イ 氏名 西森 慶郎	(42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川568番地 イ 氏名 高橋 政美	(53)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2174番地 イ 氏名 西森 丑弥
(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川509番地 イ 氏名 高橋 憲次郎	(43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川500番地 イ 氏名 片岡 勝清	(54)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2165番地イ イ 氏名 西森 国弥
(33)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川1085番地 イ 氏名 高橋 藤壽	(44)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市北口町29番22号 イ 氏名 山田 重人	(55)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2050番地 イ 氏名 西森 雪太郎
(34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川542番地 イ 氏名 西森 壽信	(45)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村桐見川3353番地 イ 氏名 大野 守重	(56)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2296番地 イ 氏名 西森 通直
(35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川588番地 イ 氏名 古屋 嵩	(46)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町一丁目1番40号 イ 氏名 藤村 真也	(57)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2165番地イ イ 氏名 西森 島治
(36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川527番地 イ 氏名 高橋 芳文	(47)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀川村長者乙3161番地2 イ 氏名 西村 広吉	(58)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2365番地 イ 氏名 西森 福与
(37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川905番地 イ 氏名 又川 寿郎	(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2093番地 イ 氏名 西森 福義	(59)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者215番屋敷 イ 氏名 西森 銀弥
(38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川561番地 イ 氏名 岡村 源清	(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者200番屋敷 イ 氏名 西森 米太郎	(60)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2394番地 イ 氏名 西森 直茂
(39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川576番地 イ 氏名 高橋 幸助	(50)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者204番屋敷 イ 氏名 西森 卯太郎	(61)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者丙2234番地 イ 氏名 神谷 清治
(40)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村黒川591番地 イ 氏名 西森 政志	(51)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者208番屋敷 イ 氏名 西森 菊次郎	(62)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者乙3169番地72 イ 氏名 神谷 広治
(41)ア 登記簿記載の住所	(52)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者220番屋敷	(63)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村長者乙2355番地 イ 氏名

<p>(64)ア 古味 寅吉 登記簿記載の住所 大阪府吹田市1348番地 イ 氏名 岡本 順次郎</p>	<p>(75)ア 中島 利勝 登記簿記載の住所 高岡郡橿原村橿原甲7番地 イ 氏名 中島 清則</p>	<p>(86)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村桐見川4219番地 イ 氏名 岡村 悦吉</p>
<p>(65)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町甲801番地 イ 氏名 片岡 明一</p>	<p>(76)ア 登記簿記載の住所 高岡郡長者村長者甲1722番地 イ 氏名 藤村 慶馬</p>	<p>(87)ア 登記簿記載の住所 兵庫県神戸市北区北五葉二丁目11番 1 - 1015号 イ 氏名 新田 哲生</p>
<p>(66)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1869番地 イ 氏名 山崎 徳彦</p>	<p>(77)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村力石2903番地 3 イ 氏名 斉藤 富夫</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町泉字ゴヨウガタキ1011、1013の1、1013の2、1014の1、1014の3、1015の1、1015の2、1016、1018の1、1018の2、1019、1020の1から1020の6まで、1021の1、1021の2、字トリガタ915の1から915の10まで、1024の1、1024の5、1024の6、1024の8、1024の11から1024の13まで、1024の15から1024の18まで、1025の1、1025の2、1025の5、大植字キジヤ3509の1から3509の3まで、3516の1から3516の4まで、字シデ原3427、3429から3435まで、3438の1から3438の3まで、3440の1、3440の2、3441の1、3441の2、3442の1、3442の2、3444、3448から3450まで、3451の1、3451の2、3454、3457、3459、字タカシルキ5264の1、5265、字マルカヤ3675、3676、3677の1、3677の2、字ミヅナシ3492から3494まで、3496、字角ドケ森3771から3774まで、3776、3778、3783、3790から3792まで、3794、3796の1、3796の2、3797の1から3797の3まで、3798の1から3798の5まで、3799の1から3799の5まで、3802の1、字黒滝4734、字鳥形5262、字馬責メ場3519の1、3519の2、3520、3544、3545、長者字イシノコエ甲1994の1、甲1994の2、甲1995から甲1997まで、字オオバシリ甲2103、甲2110から甲2112まで、甲2114から甲2116まで、字カミウラ甲2117、甲2119、甲2121、字ガヤガサコ甲2123、甲2127、甲2130、甲2133、甲2134、甲2136、甲2137、字カヤガナロ甲2182の1から甲2182の9まで、甲2183の1から甲2183の4まで、甲2185から甲2187まで、甲2188の1、甲2188の2、甲2189の1から甲2189の5まで、甲2190から甲2198まで、甲2199の1から甲2199の5まで、甲2200の1、甲2200の2、甲2201から甲2210まで、甲2211の1から甲2211の4まで、甲2212の1から甲2212の3まで、甲2213、甲2214、甲2215の1から甲2215の5まで、甲2216の1から甲2216の3まで、甲2217から甲2226まで、甲2227の1、甲2227の2、甲2228の1から甲2228の3まで、甲2229の1から甲2229の3まで、甲2230、甲2231の1から甲2231の4まで、甲2232から甲2238まで、甲2239の1から甲2239の3まで、甲2240の1、甲2240の2、甲2241の1から甲2241の3まで、甲2242から甲2246まで、字シンバタ甲2078、甲2081から甲2086まで、字ツヅラガハタ甲2308の1か</p>
<p>(67)ア 登記簿記載の住所 大阪府大阪市東淀川区塚本四丁目12番地 1 イ 氏名 山崎 徳彦</p>	<p>(78)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町長者甲1463番地 イ 氏名 片岡 光清</p>	
<p>(68)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁1261番地 イ 氏名 古味 節子</p>	<p>(79)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1017番地 イ 氏名 古味 正光</p>	
<p>(69)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町長者丙2090番地日鉄長者社宅A棟205号室 イ 氏名 小野 裕之</p>	<p>(80)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村橋 8 番地 イ 氏名 山本 撰</p>	
<p>(70)ア 登記簿記載の住所 兵庫県揖保郡揖保川町野田347番地 イ 氏名 永富 策郎</p>	<p>(81)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町桐見川3016番地 イ 氏名 齋藤 良一</p>	
<p>(71)ア 登記簿記載の住所 兵庫県揖保郡揖保川町野田347番地 イ 氏名 永富 みちこ</p>	<p>(82)ア 登記簿記載の住所 高知市高須756番地25 イ 氏名 北川 博</p>	
<p>(72)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 刈谷 吉藏</p>	<p>(83)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町長者甲1579番地 イ 氏名 山田 楠重</p>	
<p>(73)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村桐見川4683番地 イ 氏名 藤村 一三</p>	<p>(84)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者乙1244番地 イ 氏名 岡村 豊秀</p>	
<p>(74)ア 登記簿記載の住所 高岡郡橿原村橿原甲 7 番地 イ 氏名</p>	<p>(85)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2342番地 イ 氏名 片岡 利繁</p>	

<p>ら甲2308の4まで、甲2310の1、甲2310の2、甲2311の1、甲2311の2、甲2312の1、甲2312の2、字ツバキウ子甲2512の1から甲2512の6まで、甲2514の1から甲2514の13まで、甲2516の1から甲2516の3まで、甲2516の5から甲2516の33まで、字ナガイノ甲2247、甲2250、甲2251、甲2253、字ナガツエ甲2098、字ナガワ甲2087から甲2094まで、字ハンドウ子甲2492、甲2496から甲2499まで、字ヒゲヌタ甲2095、甲2096、字ヘンドイワヤ甲2254、甲2255、甲2257から甲2260まで、甲2262、字ホタバシ甲2421から甲2427まで、甲2431から甲2433まで、字ミヅナシ甲2517の1から甲2517の4まで、字ミヤガウ子甲2471、甲2477、甲2478、字ヨコダニ甲2042、甲2044、甲2045、甲2049、甲2055、甲2056、甲2060、甲2061、甲2070から甲2076まで、甲2077の1、甲2077の2、字ヨスケ畑甲2290の1から甲2290の4まで、甲2292、甲2294、甲2295の1から甲2295の3まで、甲2296の1から甲2296の3まで、甲2297の1から甲2297の3まで、甲2299、甲2301の1から甲2301の3まで、甲2302の1から甲2302の4まで、字ワカヤマ甲2269(次の図に示す部分に限る。)、甲2271、字エンマガタキ甲170の1、甲170の2、甲181、甲182、甲184、甲2008から甲2011まで、甲2012の1、甲2012の2、字ヲスウ子甲2278、甲2281、甲2283、甲2285、甲2286、字ヲバタケハタ甲2416、甲2419、字丸山甲2172、甲2175、甲2176、字水谷甲2504、甲2505、甲2506の1から甲2506の4まで、甲2507、甲2509、甲2510の1から甲2510の3まで、字孫助畑甲1998、甲2000から甲2002まで、甲2004、字大岩屋甲2013、甲2014、甲2017の1、甲2017の2、甲2018、甲2019</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第376号 令和8年3月高知県告示第162号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年6月5日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市札場18番地 イ 氏名 西森 茂 (2)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 富男 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 福富 (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山506番地 イ 氏名 平野 良幸 (5)ア 登記簿記載の住所 愛媛県温泉郡重信町大字横河原355番地72 イ 氏名 滝本 京子 (6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山367番地 イ 氏名 滝本 弘義 (7)ア 登記簿記載の住所 福岡県筑紫野市針摺7番地13 イ 氏名 中西 泰資 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山4番屋敷 イ 氏名 中内 弁弥 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山6番屋敷 イ 氏名 平野 寅之助 (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山6番屋敷 イ 氏名 平野 儀之助 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山372番地イ イ 氏名 半場 国恵 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山10番屋敷 イ 氏名 滝本 次平 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山11番屋敷</p>	<p>イ 氏名 山中 弥之助 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山506番地 イ 氏名 平野 栄吉 (15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山15番屋敷 イ 氏名 西平 利喜弥 (16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山16番屋敷 イ 氏名 西平 常太郎 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山467番地 イ 氏名 西平 信弘 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山18番屋敷 イ 氏名 滝本 百太郎 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山19番屋敷 イ 氏名 滝本 市次郎 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山20番屋敷 イ 氏名 山中 惣八 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山20番屋敷 イ 氏名 山中 甚平 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山21番屋敷 イ 氏名 半場 政平 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山22番屋敷 イ 氏名 半場 百吾 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山23番屋敷 イ 氏名</p>
--	--	--

(25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山464番地 イ 氏名 中内 紀幸	(36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山313番地 イ 氏名 中西 勝繁	吾川郡池川町椿山505番地 イ 氏名 平野 喜代平
(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山27番屋敷 イ 氏名 中平 晴水	(37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山363番地 イ 氏名 峰本 磯吾	(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山517番地 イ 氏名 峯本 平之丞
(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山27番屋敷 イ 氏名 田村 幾	(38)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山366番地 イ 氏名 滝本 重留	(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山534番地 イ 氏名 峯本 助次郎
(28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山29番屋敷 イ 氏名 平野 貞次	(39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山436番地 イ 氏名 中内 宇太郎	(50)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 嫁誉子
(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山30番屋敷 イ 氏名 平野 丑三郎	(40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山453番地 イ 氏名 滝本 常重	(51)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市常盤町八丁目2番23号 イ 氏名 中内 繁子
(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山32番屋敷 イ 氏名 野地 善弥	(41)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山456番地 イ 氏名 山中 松與	(52)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山464番地 イ 氏名 中内 政穂
(31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山33番屋敷 イ 氏名 梅木 善吾	(42)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山472番地 イ 氏名 滝本 重広	(53)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山299番地 イ 氏名 半場 幸一
(32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山40番屋敷 イ 氏名 峯本 国太郎	(43)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山480番地 イ 氏名 野地 徳重	(54)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山465番地 イ 氏名 押岡 秀登志
(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山514番地 イ 氏名 峯本 三良	(44)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 亀太郎	(55)ア 登記簿記載の住所 沖縄県那覇市松尾二丁目8番13-901号 イ 氏名 瀧本 愛子
(34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山299番屋敷 イ 氏名 半場 正典	(45)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山488番地 イ 氏名 山中 佐市郎	(56)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山505番地 イ 氏名 平野 梅治
(35)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山43番屋敷 イ 氏名 峰本 利三郎	(46)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山489番地 イ 氏名 山中 松太郎	(57)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山37番屋敷 イ 氏名 平野 栄吉
	(47)ア 登記簿記載の住所	(58)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山517番地

- イ 氏名
峯本 輝恵
 - (59)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山534番地
 - イ 氏名
峯本 兼尾
 - (60)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山450番地
 - イ 氏名
中内 福富
 - (61)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉戊937番地49
 - イ 氏名
平野 健次
 - (62)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山909番地
 - イ 氏名
滝本 音蔵
 - (63)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山451番地
 - イ 氏名
中内 正雄
 - (64)ア 登記簿記載の住所
沖縄県那覇市松尾二丁目8番13-901号
 - イ 氏名
滝本 愛子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町大野字イシノウヘ1606の1、1606の2、字カミノ1618、字コエト1610の1から1610の3まで、字ナバラ1620、字ヨコミチ1611から1613まで、字ヨジウ子1614の1から1614の4まで、1615の1から1615の6まで、1616の1、1616の2、字ヨリゴヤ1619、字ラクカミノ1617の1、1617の2、字上イシノウ子1607、字上ヘナバラ1621、字西桁山1770、字石ヤスバ1608の1、1608の2、1609の1、1609の2、椿山字イゲタニ1448、字イリノサコ1538から1540まで、字イリノヂ1536、1537、字ウツボグイ1541の1、1541の2、1542から1545まで、1546の1、1546の2、1547から1550まで、字クワノキ1614、字クワノキ平1615の1、1615の2、字コヤノ谷1601の1から1601の3まで、1602、1603、1604の1、1604の2、1605の1、1605の2、字コヤノ谷ウ子1606の1から1606の10まで、1606の14から1606の16まで、1607の1、1607の2、1609、1610、字ドテバシ1594の1、1594の2、字ドヲゴヲ1600の1、1600の2、字トヲフチ1534の1、1534の2、1535の1、1535の2、字ベナ1598の1、1598の

3、字ホシバ1533の1から1533の3まで、字ユグチ1456、字ヨコ平1589から1591まで、1592の1、1592の2、1592の8から1592の10まで、1592の12、1592の13、1593、字ラクナル川1449、1450、字ヲアアレ1551の1、1551の2、字ヲクビ畝1552の1、1552の2、字ヲクビ谷1553から1555まで、字ヲヌベ1556、字丸瀧1611から1613まで、字子ノツケ1447、字北ホシバ1557の1、1557の2

(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第377号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

津野町大川(1)
(1) 座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度26分12秒6272	東経133度08分21秒0354
2	北緯33度26分13秒2701	東経133度08分22秒5316
3	北緯33度26分12秒3827	東経133度08分24秒3984
4	北緯33度26分10秒9763	東経133度08分24秒2440
5	北緯33度26分10秒5534	東経133度08分26秒6929
6	北緯33度26分08秒7326	東経133度08分27秒1310
7	北緯33度26分08秒2717	東経133度08分25秒5606

(2) 区域
座標1から座標7までを順次に直線で結んだ線及び座標7と1を町道大川線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、国道197号及び町道大川線の道路区域及び大川川の砂防指定地区を除く。

高知県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居 字マキノトウ丁632 番1から 吾川郡仁淀川町用居 字マキノトウ丁632 番3まで	前	3.4 } 62.0	22
	後	4.3 } 62.0	22

高知県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原 字長谷1893番5から 宿毛市小筑紫町石原 字長谷1893番1まで	前	4.7 } 13.4	360
	後	8.0 } 61.7	346

高知県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字ホリヌキ437番1から 高岡郡四万十町野々川字ホリハタ436番11まで	前	8.8 }	210
	後	8.8 }	210
		12.3	

高知県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野々川字ホリヌキ437番1から 高岡郡四万十町野々川字ホリハタ436番11まで	210	令和8年6月5日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 役名 氏 名 住 所
- (退任)
- 監事 川竹 實 安芸市川北乙1196番地
- ” 川谷 康 ” ” 195番地
- ” 堀内 一幸 ” ” 751番地
- (就任)
- 監事 川谷 康 安芸市川北乙195番地
- ” 堀内 一幸 ” ” 751番地
- ” 富田 毅 ” ” 1150番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、北川村南部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 役名 氏 名 住 所
- (退任)
- 理事 井津 信廣 安芸郡北川村野友甲812番地
- ” 濱渦 悦裕 ” ” ” 826番地
- ” 濱渦 孝幸 ” ” ” 792番地1
- ” 前田 節雄 ” ” ” 1446番地
- ” 浜渦 賢介 ” ” ” 1533番地
- 監事 濱渦三都夫 ” ” ” 766番地の1
- ” 小山 朝光 ” ” ” 297番地
- ” 山本 喜三 ” ” 長山110番地イ
- (就任)
- 理事 井津 信廣 安芸郡北川村野友甲812番地
- ” 濱渦 悦裕 ” ” ” 826番地
- ” 濱渦 孝幸 ” ” ” 792番地1
- ” 前田 節雄 ” ” ” 1446番地
- ” 浜渦 賢介 ” ” ” 1533番地
- ” 松崎 智香 ” ” ” 993番地11 下神田
団地4号棟
- 監事 小山 朝光 ” ” ” 297番地
- ” 田所 正弥 ” ” ” 909番地
- ” 社城 光隆 ” ” 加茂271番地1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年11月27日 7高西土第1464号	土佐市高岡町字島ノ後乙73番地1ほか7筆	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木 宏憲

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年6月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
- (1) 特定役務の名称及び数量
高知県総務事務委託業務 一式
- (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 特定役務の契約期間
特定役務に係る契約締結の日から令和11年9月30日まで
- (4) 特定役務の履行期間
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (5) 特定役務の履行場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決

<p>定がなされた後又は当該調停手続が開始された後に、知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9702</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 令和8年6月5日（金）から同年7月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合</p>	<p>令和8年6月5日午前9時から同年7月15日午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujuho/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和8年8月21日（金）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年8月20日（木）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下1階 第5会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年7月15日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間に、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p>	<p>(8) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和8年7月15日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be procured: Commission Services of Kochi Prefecture General Affairs Office 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 15 July 2026</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 21 August 2026</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Thursday 20 August 2026</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9702</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	---	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令8・4・7	10826	○告示	2	左 (10)	ア 主伐は、択伐による。	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
		○告示	2	左 (33)	ア 主伐は、択伐による。	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。